条第一項に規定する高等課程及び専門課程並びに同法第百二十五条の二第一項に規定する専攻科に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの ［ホ・ヘ　略］ ［八～十三　略］ ［2・3　略］	条第一項に規定する高等課程及び専門課程に限る。）に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払に係るもの ［ホ・ヘ　同上］ ［八～十三　同上］ ［2・3　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○国土交通省令第五十三号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第五条第一項に基づき、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和五年国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）	（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）
第八条　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。 一　自賠法第九条第一項（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第三十四条第一項に規定する処分を受けようとする者に係る部分に限る。）（自賠法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づく証明書の縦覧等 二　自賠法第九条第六項（自賠法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八十五条第一項の規定に基づく証明書の縦覧等	**第八条**　法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、自賠法第九条第六項（同法第九条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第八十五条第一項の規定に基づく証明書の縦覧等とする。
（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる証明書の縦覧等に代えて当該証明書に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。 一　前条第一号に規定する縦覧等を行う場合　当該事項を当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機の映像面に表示する方法 二　前条第二号に規定する縦覧等を行う場合　当該事項を当該民間事業者等又は当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機その他の機器の映像面に表示する方法	（電磁的記録による縦覧等） **第九条**　民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、前条に規定する証明書の縦覧等に代えて当該証明書に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を当該民間事業者等又は当該事項の提示を受ける者の使用に係る電子計算機その他の機器の映像面に表示する方法により行わなければならない。

附　則

この省令は、令和八年六月一日から施行する。

規　則

人事院規則一〇―一七

カスタマー・ハラスメントの防止等

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、カスタマー・ハラスメントの防止等に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月十五日

人事院総裁　川本　裕子

（趣旨）

第一条　この規則は、人事行政の公正の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、カスタマー・ハラスメントの防止のための措置及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条　この規則において、「カスタマー・ハラスメント」とは、職員の職務に係る行政サービスの利用者等（以下「行政サービスの利用者等」という。）からの言動であって職員が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものにより、職員が精神的若しくは身体的な苦痛を与えられ、職員の人格若しくは尊厳が害され、又は職員の勤務環境が害されることをいう。

（人事院の責務）

第三条　人事院は、カスタマー・ハラスメントの防止及びカスタマー・ハラスメントが生じた場合の対応（以下「カスタマー・ハラスメントの防止等」という。）に関する施策についての企画立案を行うとともに、各省各庁の長がカスタマー・ハラスメントの防止等のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

（各省各庁の長の責務）

第四条　各省各庁の長は、職員がその能率を充分に発揮できるような勤務環境を確保するため、カスタマー・ハラスメントの防止に関し、必要な措置を講ずるとともに、カスタマー・ハラスメントが生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2　各省各庁の長は、当該各省各庁に属する職員（以下「他省庁の職員」という。）から、カスタマー・ハラスメントを生じさせる言動を受けたとされる場合には、当該他省庁の職員に係る各省各庁の長に対し、当該他省庁の職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該他省庁の職員に対する指導等の対応を行うよう求めなければならない。この場合において、当該調査又は対応を行うよう求められた各省各庁の長は、これに応じて必要と認める協力を行わなければならない。

3　各省各庁の長は、カスタマー・ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他カスタマー・ハラスメントが生じた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならない。